

亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第24号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表2の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表3の項中「同法第18条第19項」を「法第18条第28項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。